

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、広島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成二十七年三月二十六日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成十一年四月十五日付け広島県報によってその概要を公告した広島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 公共埠頭計画

地区名	施設及び規模
宇品	岸壁 水深二メートル 一バース 二六〇メートル 岸壁 水深一〇メートル 三バース 七〇〇メートル （うち一バース既設二八〇メートル） 埠頭用地 一〇ヘクタール（荷捌施設用地及び保管施設用地）

2 水域施設計画

地区名	施設及び規模
宇品	航路 第一航路 水深二二〜一四メートル 幅員三〇〇〜四〇〇メートル 航路・泊地 水深一二メートル 一七ヘクタール 泊地 水深一二メートル 二ヘクタール

3 土地造成計画

地区名	施設及び規模
宇品	埠頭用地 既定計画の削除

4 土地利用計画

地区名	施設及び規模
宇品	埠頭用地 二ヘクタール 港湾関連用地 一四ヘクタール

5 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設及び規模
宇品	第一航路 水深二二〜一四メートル 幅員三〇〇〜四〇〇メートル 航路・泊地 水深一二メートル 一七ヘクタール 泊地 水深一二メートル 二ヘクタール 岸壁 水深一二メートル 一バース 二六〇メートル

6 大規模地震対策施設

地区名	施設及び規模
宇品	岸壁 水深二二メートル 一バース 二六〇メートル

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）